

## チャオシェアキッチン利用者向け案内

### 営業許可を受けている業種

飲食店営業（一般食堂）（弁当屋）（そうざい屋）

（ご自身の提供するメニューが上記資格に適しているかは伊那保健所に問い合わせるなどして各自ご確認ください。）

### 利用時間区分

・午前（9時～15時） ・午後（15時～19時）

### 利用料金

午前、午後それぞれ1回あたり

基本使用料 1,000 円 + 光熱水費 500 円 + 売り上げの3パーセント相当額

ただし、村内在住者が利用する場合、基本使用料 1,000 円は免除する。

### 施設備え付け備品

炊飯器、ガスコンロ（2口）、電子レンジ、冷凍冷蔵庫、製氷機、単層シンク1台・2層シンク1台  
コップ、平皿等最低限の食器類

### 利用者が用意する物品

備え付け以外の調理器具、食器等

ふきん、ぞうきん、スポンジ等の衛生管理用具

※衛生管理を利用者ごとに徹底するため、備え付け備品は必要最低限にしています。

### 利用できる者の条件（すべてを満たす者）

・下記いずれかの資格を有し、食品衛生責任者となれる者

（食品衛生監視員・食品衛生管理者）になる資格、栄養士、調理師、製菓衛生師、豆腐製造衛生師、食鳥処理衛生  
管理者、船舶料理士、食品衛生管理士、養成講習会の修了者、食品衛生推進員講習（研修）受講者

・検便実施済の者（6ヶ月以内）

・既に飲食店を営業している者または今後飲食店の開業を目指すなど、衛生意識の高い者

・村外者も利用可能だが、利用希望が重なった場合、村内在住者を優先する。

## 利用する際の制限

- ・予約について、村内者は6ヶ月前から、村外者は3ヶ月前から可能とする。

以下は特定の者が独占することを制限するための規則です。

- ・定期的な利用の場合、半年ごとに利用者の更新を行う。
- ・1週間のうち同一の者が利用できるのは3日までとする。
- ・定期的な利用をする場合、同一の者が連続で利用できる期間は2年間とする。再度利用する場合は利用終了日1ヶ月経過後から利用可能とする。
- ・土日の定期利用はできません。(イベント利用希望が予想されるため。)

## その他

- ・個人が持ち込んだ食材、調理器具等はその日にすべて持ち帰ること。
- ・清掃チェックシート、利用日誌を記録すること。
- ・村所有の施設、備品を破損させた場合はその者の責任で修繕する。
- ・利用可能時間は、午前8時30分から午後7時までとする。ただし、村長が必要と認めた場合はこの限りでない。(地場センター管理規則)
- ・ショッピングセンターチャオの定休日(毎週水曜日)、営業時間外(午前9時～午後7時)に利用する場合、ショッピングセンターチャオと協議し、利用可否、利用方法を定める。
- ・シェアキッチンという形態である以上、1人が食中毒を出せば、施設全体が営業停止になり、他の利用者も営業できなくなることを特に注意すること。

以上